14　国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

地域の特性を魅力として生かし、世界自然遺産登録による知名度の向上を踏まえ、観光はもとより、小笠原諸島の自然、文化、歴史、海洋資源の研究等の目的で訪れる交流人口を拡大することは、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、同諸島の自立的発展の促進に向けた振興開発を図る上で非常に重要である。

このため、彼らとの交流活動を通じ、これまで住民が気が付かなかった小笠原諸島の有する地域資源を発掘するとともに、同諸島の地球的・国家的な役割や魅力、交流活動の実績等について国内外に情報発信することにより、更なる交流拡大を図る。また、国内外の地域との交流活動に取り組み、相互理解を深め、お互いの地域の発展に向けた取組を図る。

中長期的には、太平洋の島々との交流・観光の拠点とすることや、海洋資源の調査や貴重な動植物の研究の拠点として発展させていくこと等、小笠原諸島の地球的な役割を生かした交流の実践に向けて検討を行う。

加えて、都会の子供達が小笠原諸島の自然や生活環境の中で過ごすことは、日頃得られない貴重な経験となるものであり、同時に同諸島の我が国における役割が広く認知される機会となることから、教育旅行や体験学習の場として定着するよう同諸島をＰＲしていく。

15　小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

小笠原諸島については、引き続き基礎条件の改善を図るとともに、貴重な自然環境等の地域資源を生かした地域主体の振興開発による自立的発展を促進することとしているが、創意工夫を生かした地域主体の振興開発を図る上で、その担い手となる人材の確保及び育成が不可欠である。

このため、外部との交流機会の増加等によって、個々の住民の意識の向上を図るとともに、小笠原諸島に対する愛着と島おこしにかける熱意を持ち、島を離れた後においても島外住民や観光客の視点を持って同諸島の振興開発・島おこしに当たることのできる人材について、幼少年期の段階から配慮しつつ確保及び育成を図る。具体的には、自然環境の保全・再生と観光振興の両立を担う自然ガイドの育成や特産品の開発等の産業振興に取り組む人材の育成等に取り組むほか、新たに創設された産業振興促進計画認定制度に基づく特例措置を活用の上、宿泊施設において地域内の旅行を手配する人材や外国人旅行者への有償ガイドを行う良質な人材の確保・育成を推進する。

また、研修活動の促進により農林水産業従事者の育成を図る。

16　小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

振興開発施策の積極的かつ効率的な推進には、参加する関係者の連携及び協力が必要である。このため、振興開発に寄与する人材の確保及び育成に加え、振興開発を担う多様な関係者が連携及び協力できるよう引き続き環境整備等を行う。

17　帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項

旧島民の高齢化の進展を踏まえ、高齢者の状況に配慮しつつ帰島を希望する旧島民の受け入れに対応していくための環境整備を進める。

また、硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることに鑑み、父島及び母島への集団移転事業に類する措置等を引き続き講ずる。

Ⅳ　小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項

東京都は、小笠原村と連携して、振興開発計画に掲げる事業の目的を明確化する成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について定期的に評価を行うこと等のフォローアップを行うことが望ましい。

公　告

諸　事　項

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２６年（へ）第６８号

東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目13番22号
申立人　有限会社ノマド
代表者代表取締役　白谷　敏夫
権利を争う旨の申述の終期　平成26年10月８日
平成26年６月５日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ242081
金額　336,000円
支払期日　平成26年３月５日
支払地　東京都文京区
支払場所　株式会社みずほ銀行江戸川橋支店
振出日　平成25年11月25日
振出地　東京都新宿区
振出人　株式会社ＤＮＰメディアクリエイト
代表取締役　吉田　　実
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第７９号

大阪市西区本田２丁目２番11号
申立人　マロミ産業株式会社
代表者代表取締役　谷口　文男
権利を争う旨の申述の終期　平成26年10月８日
平成26年６月５日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＭＶ245222
金額　110,250円
支払期日　平成26年４月30日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社三井住友銀行日比谷支店
振出日　平成25年12月20日
振出地　東京都港区
振出人　コーヨー久永株式会社　代表取締役
吉田　忠信
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第８９号

東京都千代田区神田錦町１丁目13番地
申立人　ＭＳ工業株式会社
代表者代表取締役　宮本　七郎
権利を争う旨の申述の終期　平成26年10月８日
平成26年６月５日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＪＳ274448
金額　10,000,000円
支払期日　平成26年６月５日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三井住友銀行本店営業部
振出日　平成26年２月５日
振出地　東京都中央区
振出人　三井住友建設株式会社　代表取締役社長　則久　芳行
受取人　岡山建設株式会社
第一裏書人　岡山建設株式会社　代表取締役
岡山　健一
第一被裏書人　鈴和工業株式会社
第二裏書人　鈴和工業株式会社　代表取締役
鈴木　和道
第二被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第９３号

福岡市南区的場２丁目５番18号
申立人　株式会社森川建設産業
代表者代表取締役　森　　秀己
申立人代理人弁護士　山西　信裕
権利を争う旨の申述の終期　平成26年10月８日
平成26年６月５日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＶ00500
金額　2,041,200円
支払期日　平成26年７月31日
支払地　東京都千代田区
支払場所　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社本店営業部
振出日　平成26年３月31日
振出地　東京都江東区
振出人　東洋建設株式会社　取締役常務執行役員　二浪　誠一
受取人　申立人
最終所持人　申立人